

第4期雲南市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 平成24年3月21日(水) 13:30~16:25

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(32名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	12番 持田明典	13番 高橋敬二
14番 杉山正美	15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	17番 川上蘆求
18番 嘉本輝雄	19番 白築 進	20番 白築美雄	21番 山本博子
22番 藤原克巳	23番 白築 剛	24番 青木征温	25番 名原玲子
26番 小田久義	27番 藤原修至	28番 高田 耕	29番 加藤一郎
30番 廣澤幸博	31番 石橋義明	33番 周藤寛洲	34番 橋本 博
35番 陶山直利	36番 勝部有二	37番 板持 庸	

4. 欠席委員(2名) 9番 高島幹雄 32番 武田京子

遅刻届委員(3名) 16番 星野朝義 18番 嘉本輝雄 24番 青木征温

5. 事務局又は説明者 事務局長 大坂浩二 統括主幹 景山修二
主 幹 菊地隆克 副主幹 松本 暁
(農林振興課)主幹 小林弘典 主幹 内田和己

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第53号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第55号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第57号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について
- ・議第58号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第59号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用規程に対する意見について
- ・議題60号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今から平成24年第9回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は32名であります。欠席委員は9番高島委員、32番武田委員から欠席届が出ております。また、16番星野委員、18番嘉本委員、24番青木委員から遅刻届が出ております。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第9回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、17番川上委員、19番白築委員を指名します。</p> <p>日程第2、諸報告を行います。</p>
会 長	<p>【会長より会務等について報告】 ・特になし</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地法第5条第1項の規定による届出の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理の届出書の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・農業委員会役員会について ・情報委員会の開催について ・地域農業対策委員会の開催について ・雲南地区農業委員会連絡協議会総会及び研修会について ・女性農業委員研修会について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p>
29番	<p>一時転用の取り扱いについて、道路改良等に伴う代替地については、今回県が一旦取得し第三者に代替地として売買するのは何故ですか。また、そのメリットは。</p>
事務局	<p>一時転用、第三者に代替地として売買する場合、農地法の第3条で基本的に道路改良等に伴う代替地については、「農家個々との対応である」ということでした。今回の第三条の案件（申請番号4番）一時転用については、県に照会し雲南県土整備事務所から回答がありました。 工事に伴う代替地の取得については、農地を提供される方（事業用地提供者）は、税法上で5,000万円の特別控除を受けられるために非課税となります。農地を提供する方（代替地提供者）は税法上で1,500万円の特別控除がなされます。ただ、この控除を受けられる際に税務署と県の方で協議を行なわれることになっています。</p>

	<p>今回のケースですが、税務署の方へ農地を提供される方についての控除をする協議をされました。代替地の農地を一旦県が取得して県と事業用地の提供者とで土地の交換をする形にしないと、「代替地の提供者は税金の特別控除を受けられない」との指摘が税務署からあったようです。昨年、県で見直しをかけられ今後公共事業で代替の農地を取得される前は、「一旦代替農地を県が取得した上で、県と事業用地の提供者と共同して農地法の提供申請を行ない、許可後に土地の交換をする」、ということで県の方でも確認をとりました。今後についてはこのような形で進められることになりましたのでご承知おきください。</p>
29番	<p>もう一点は、一時転用を何年かで区切って行なうのか。先般の研修で「再設定」はできないと説明がありました。根拠法令等がありますか。</p>
事務局	<p>県の回答としては、はっきり法体系で再設定されているということは謳っていないが、国からの通達がございまして、「農地法関係事務に係る処理基準について」という通達の中で、農振農用地の一時転用許可については、3年以内の期間に限定されている。この中で基本的に農地に復元することになっていますので、県の指導としましては一旦農地へ復元して新たな申請、更新になりますけど、現在は運用しているということになっているようでございます。</p> <p>事務通達による運用は、更新という考え方はなくて3年で終わります。農地に一旦戻して法律上は、新規に一時転用という流れになります。しかし、現実に実際に末端で処理されていますのは、本来は3年たって一旦農地に戻します。また、新たに一時転用出すということで、現場も農地に本来は戻さないといけないわけですが、継続的な流れというのがあって実際には農地に戻すことは難しい。手続き上は、更新という形ではなくて新規、新規として継続的にきています。許可の判断は、更新という考えではなく新規としてその時点での判断を伴います。例えば、3年間一時転用を出して、許可の任用期間が切れました。その時点で、その周辺の農地の利用状況が変わってきた時には、許可できない場合もあります。</p>
29番	<p>さらにもう一点は、代替え地提供者の特別控除についてですが、今回このような対応をなされたが、県と市で異なると法の下での平等はどうなりますか。雲南市の場合はどうされますか。これまで市町村は斡旋するが、売買については民民で行っていただいていたようです。</p>
事務局	<p>市は農地を取得できません。農地以外の地目であっても、県は一旦取得して土地の提供者と代替え地の登記をしていくという考えになっているようです。</p> <p>県の事業と市の事業で税の平等ということは異なってくるのが確かにあります。農地法3条で、「国や県は農地を取得することができる」と謳ってありますが、市町村は取得できません。従って、先ほどの用地買収に伴って、農地を一旦市が取得することはできませんので、税法上に係る関係の手続きはできません。市の段階では、民民での売買にならざるを得ない状況です。今後は、法律の改正も含めて県あるいは市の関係部局と協議されていくと思われれます。</p>
議長	<p>他にありますか。 (無しの声あり)</p>
議長	<p>他に無いようですので、以上で諸報告を終わります。 日程第3、議案の上程を行ないます。 それでは最初に、「議第53号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第53号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」であります。8ページをご覧ください。番号1番、〇〇町〇〇△△-△登記簿は畑で、現況は全て山林原野です。250㎡で権利の種類は非農地証明。所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地証明の理由は、「山林原野化しており非農地証明を受け地目変更登記をしたい」ということです。2月15日に現地確認をしております、確認農業委員さんは〇</p>

	<p>○委員さん、○○委員さん○○委員さんです。非農地証明の対象となる農地についてですが、「今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情により長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地証明をして問題ない」と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ご質疑がございますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第 53 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第 5 3 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議第 5 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 1 0 ページをご覧ください。「議第 5 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号 1 番、○○町○○○△△、△△-△、登記簿・現況とも田、面積は 2 筆で 1, 526 m²、権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は○○町○○○の□□□□さん、申請事由が「高齢となり耕作が困難になったため贈与する。」ということです。譲受人は○○町○○○の□□□□さん、申請事由が「申請地を譲り受け農業経営を拡大する。」ということです。土地代は 1 0 a 当り 3 5 0 千円で、確認は○○委員さんです。</p> <p>次に、申請番号 2 番、○○町○○○△△-△、△△-△、登記簿・現況とも畑、面積は 2 筆で 465. 9 m²、権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は○○町○○○の□□□□さん、申請事由が「高齢になり後継者に一部生前贈与する。」ということです。譲受人は○○町○○○の□□□□さん、申請事由が「申請地を譲り受け引き続き農業経営を主宰する。」ということです。土地代は無償、確認は○○委員さんです。</p> <p>次に、申請番号 3 番、○○町○○○△△-△他 1 2 筆、田が 9 筆、畑が 4 筆の合計 1 3 筆です。面積は、田 6, 078 m²、畑 1, 306 m²、合計 7, 384 m²です。権利の種別は 3 条の使用貸借で、内容は再設定となっています。貸付人は○○町○○○の□□□□さん、申請事由が「農業者年金受給のため引き続き後継者に貸借する。」ということです。借受人は、○○市○○○の□□□□さん、申請事由が「申請地を借り受け引き続き農業経営を主宰する。」ということです。賃料は無償、再設定で、確認は○○委員さんです。</p> <p>1 2 ページに移ります。次に、申請番号 4 番、○○町○○○△△-△、登記簿・現況とも畑、面積は 199 m²、権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は○○○、申請事由が「譲受人耕作地を道路拡幅工事で取得することになったため、その代替地として申請地を譲渡するものである。」ということです。譲受人は○○町○○○の□□□□さん、申請事由が「耕作地を道路拡幅工事のために提供することになったため、代替え地として申請地を譲り受ける。」ということです。土地代は 1 0 a 当り 1, 200 千円で、確認は○○委員さんです。</p>

	<p>次に、申請番号5番、〇〇町〇〇〇△△、登記簿・現況とも畑、面積は381㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□さん、申請事由が「高齢となり耕作が困難となったため隣接耕作作者に譲渡する。」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由が「隣接地を耕作しており、自宅近くでもあることから譲り受け農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10a当り288千円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>次に、申請番号6番、〇〇町〇〇〇△△-△、登記簿は田ですが現況は畑、面積は1,396㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由が「譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由が「申請地を譲り受け農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10a当り100千円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上6件とも「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第54号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第54号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第55号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページをご覧ください。「議第55号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を説明いたします。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.99㎡です。申請人は〇〇町〇〇で相続人の□□□□さん、被相続人が□□□□さん、転用目的が墓地です。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する。」ということです。農用地除外が1月13日に済んでおりまして、未相続地ではありますが□□□□さん以外その他の相続人はありません。確認は〇〇委員さん、農地の種類ですが「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」の場合の「集落接続」に該当すると考えます。</p>

	<p>次に申請番号2番、〇〇町〇〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は780㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は貸駐車場で、駐車区画30台分が整備されます。転用理由は、「隣接地に開設される眼科医より貸駐車場の要望があり、貸し駐車場として整備する。」ということです。農用地区域外で都市計画の近隣商業地域に指定されております。確認は〇〇委員、農地の種類ですが「都市計画法に規定する用途地域、近隣商業地域に定められている区域内の農地である」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地であり「原則許可することができる」となっています。</p> <p>次に申請番号3番、〇〇町〇〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10.00㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地で、転用理由は「現在の墓地は宅地から離れており高齢になりきわめて不便を感じるようになったため、自宅近くに移転したい。」ということです。農用地除外が平成23年1月13日に済んでおりまして、確認は〇〇委員。農地の種類ですが「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>次に申請番号4番、〇〇町〇〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.92㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地で、転用理由は「現在の墓地は急傾斜地の上であり高齢に伴い墓参が不便なため移転新設する。」ということです。農用地除外が平成24年1月13日に済んでおりまして、確認は〇〇委員。農地の種類及び許可条項は先ほどの申請番号3番と同じです。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、補足説明を終わります。</p> <p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第50号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第55号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第56号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の17ページからご覧ください。「議第56号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇〇△△-△、△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は547㎡、権利の種類は「所有権移転」で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□</p>

□□さんです。転用目的は「資材置場」で、転用理由は「県道拡幅工事に伴い現在使用している資材置場が道路用地にかかるため、新たに資材置場を確保する必要が生じたため。」ということです。農用地除外が平成24年1月13日に済んでおりまして、土地代は10a当り1,279千円、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

次に申請番号2番、〇〇町〇〇〇△△-△、登記簿・現況とも畑、面積は96㎡、権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□法人□□□□です。転用目的は「駐車場」で、駐車区画10台分を整備されます。転用理由は「□□□事務所の従業員及び来客用駐車場が不足しているため、申請土地を駐車場として整備する。」ということです。農用地区域外で都市計画の第1種住居地域に指定されております。

土地代は10a当り年間2,631千円、確認は〇〇委員です。農地の種類ですが「都市計画法に規定する用途地域、第1種住居地域に指定されている区域内の農地である」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地の転用は「原則許可することができる」となっています。

次に申請番号3番、〇〇町〇〇〇△△-△、登記地目は畑で現況地目は宅地、面積は363㎡、権利の種類は「使用貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は「一般個人住宅」で、住宅1棟72㎡と駐車区画3台分を整備されます。転用理由は「現在借家住まいであり不便なため申請地に個人住宅を建築する。」ということで、始末書がついていまして「1月より事前着工していた」ということです。こちらも農用地区域外で都市計画の第1種住居地域に指定されております。賃料は無料、確認は〇〇委員です。農地の種類ですが、先ほどと同じで「第1種住居地域に指定されている」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地の転用は「原則許可することができる」となっています。

続いてページをめくりまして18ページ。申請番号4番から11番は、先ほど現地を確認いただいた株式会社□□□□の案件になっておりまして、貸付人さんがそれぞれおられますので議案上番号が分かれています。共通する部分は一括の説明とさせていただきます。

申請番号4番、〇〇町〇〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は1,561㎡、権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇県〇〇市のホームセンターを営んでおられる法人で株式会社□□□□、転用目的は「店舗」で、店舗1棟4,379.57㎡と駐車区画166台分を整備されます。転用理由は「申請地にホームセンターを建設し事業拡大を図りたい。」ということです。農用地区域外で都市計画の近隣商業地域に指定されております。賃料は、10a当り1,612千円、確認は1,000㎡以上の案件ですので〇〇委員、〇〇委員の二人に確認いただいております。農地の種類ですが、「近隣商業地域に指定されております」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地の転用は「原則許可することができる」となっています。

申請番号5番、〇〇町〇〇〇△△、地目は登記簿・現況とも田、面積は939㎡、権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇〇△△さん。以下同じです。

申請番号6番、〇〇町〇〇〇△△-△、△△-△地目は田と畑がありまして、面積は田が1,397㎡畑が562㎡合計で1,959㎡、権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん。以下同じです。

申請番号7番、〇〇町〇〇〇△△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は2,000㎡、権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん。以下同じです。

申請番号8番、〇〇町〇〇〇△△、地目は登記簿・現況とも田、面積は1,384㎡、権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は木〇〇町〇〇の□□□□さん。以下同じです。

申請番号9番、〇〇町〇〇〇△△、地目は登記簿・現況とも田、面積は590㎡、権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん。以下同じです。

申請番号10番、〇〇町〇〇〇△△、地目は登記簿・現況とも田、面積は529㎡、権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん。以下同じです。

	<p>申請番号11番、〇〇町〇〇〇△△、地目は登記簿・現況とも田、面積は1,778㎡、権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん。以下同じです。</p> <p>以上申請番号4番から11番の案件で、筆は9筆で田8,178㎡、畑2,562㎡、合計で10,740㎡となっております。それ以外に、今回転用とは関係ありませんが雑種地1,816㎡で、事業区域の合計としましては12,556㎡となっております。</p> <p>申請番号12番、〇〇町〇〇〇△△、地目は登記簿・現況とも田、面積は307㎡、権利の種類は「使用貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は「一般個人住宅」で、住宅1棟55㎡を建設されます。転用理由は「現在妻の実家に間借りしているが、子供も生まれ手狭となったため実家に隣接する祖父の家の土地に住宅を建築したい。」ということです。農用地区域外で賃料は無料、確認は〇〇委員。農地の種類ですが3種農地となっておりますが、申請に係る農地が「水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、おおむね500メートル以内に2つの教育施設、〇〇小学校と〇〇幼稚園がある」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地の転用は「原則許可することができる」となっています。</p> <p>申請番号13番、〇〇町〇〇〇△△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は214㎡、権利の種類は「所有権移転」で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は「一般個人住宅」で、住宅1棟52㎡と駐車区画2台分を整備されます。転用理由は「申請地を譲り受け、住宅地を申請したい。」ということです。農用地区域外で都市計画の近隣商業地域に指定されております。土地代は10a当たり19,743千円、確認は〇〇委員です。農地の種類ですが「都市計画法に規定する用途地域、近隣商業地域に定められている農地である」ことから第3種農地と判断いたしました。許可条項は第3種農地であることから「原則許可することができる」となっています。</p> <p>申請番号14番、〇〇町〇〇〇△△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は500㎡、権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇区の株式会社□□□□（建設業者）です。転用目的は「事業用地」で現場事務所1棟40㎡と駐車区画6台分を整備されます。転用理由は「□□□トンネル舗装工事に伴う現場管理のための事務所及び駐車場として利用したい」ということです。一時転用でして、賃料は10a当たり年間600千円、一時転用の期間は平成25年3月31日までとなっております。確認は〇〇委員、農地の種類ですが「農用地区域内」となっておりまして、許可条項は施行令第18条第1項第1号イ「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する者」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号15番、〇〇町〇〇〇△△-△他3筆（△△-△、△△-△、△△-△、△△-△）、登記簿地目は田ですが現況は事業用地、面積は合計で3,342㎡。権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇の建設業者、株式会社□□□□です。転用の目的が「事業用地」で現場事務所1棟39㎡、休憩所1棟39㎡、駐車区画15台分と資材置場に利用されます。転用目的は「□□□□自動車道工事現場管理のため事務所と駐車場及び資材置場ヤードとして利用する」ということです。一時転用の更新でして、「農用地区域内農地」となっております。賃料は10a当たり年間143千円。期間が平成24年11月30日までとなっております。前回の許可が平成24年3月31日までです。確認は1,000㎡を超えておりますので〇〇委員、〇〇委員です。農地の種類ですが「農用地区域内農地」で、許可条項は先ほどの案件（申請番号14番）と同じとなっております。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
29番	<p>1番について、県道拡幅工事に伴う対応に関し、税の公平性の観点から県へ指摘をして欲しいと思います。</p>

事務局	担当部局及び県と調整します。農業委員会として「ご意見があったことを報告して、税の公平性の観点から検討してください。」と申し述べたいと思います。
4番	申請者と行政書士さん等が相談の上進めてこられた経過があります。
1番	土地代はこれぐらいの値段ですか。
4番	準じた価格です。
24番	3番について、受付（平成24年2月10日）から1ヶ月にもなるが、工事はストップしていますね。
事務局	事務局から行政書士さんに説明し始末書を提出いただきました。
34番	工事はストップしてあります。
議長	他にはございませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第56号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第56号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議長	次に、「議第57号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題とします。 それでは、「事務局より説明を求めます。
事務局	議案の23ページをご覧ください。「議第57号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」です。 13番、〇〇町〇〇〇△△-△、△△-△、台帳地目は田ですが現況地目は宅地、合計面積は5,218㎡です。当初の申請人が〇〇町□□□□、変更後の申請人が〇〇市□□□□で実質の変更はありません。転用の目的が変異となりまして「変更前は、流通業務用地造成、変更後は沈砂池及び調整池」となっております。変更前の事業計画通り遂行できない理由は「地上土質が硬質化し、通常の掘削機械では掘削搬出が困難となり、企業進出が未定である中、火薬使用等の高額工事費の投入は困難なため。また、周辺土地を含めた宅地造成事業であり、沈殿池、調整池用地として必要である。」ということです。当初の許可が平成16年5月11日にされており、受け人が〇〇町□□□□、渡し人が□□さん、□□さんの2名、確認は1,000㎡を超えておりますので〇〇委員、〇〇委員です。都市計画区域の工業地域に指定されておりますので、3種農地となります。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。

	(無しの声あり)
議 長	<p>無いようですので、補足説明を終わります。</p> <p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第57号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第57号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>それでは、「農用地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の24ページ、25ページをご覧ください。「議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」農業委員会の意見を求めるものです。今回の案件は83件申請されておりまして、大東町38件、加茂町21件、木次町13件、三刀屋町4件、吉田町7件であります。面積は、田が233,578㎡、畑が2,205㎡、合計235,783㎡の計画となっております。</p> <p>いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町ごとにご協議願います。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号41番、49番、73番及び74番の案件がございますので、ご配慮ください。15時15分までに、ご協議をお願いします。</p>
	(15時05分から15時15分まで各町ごとに協議)
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。最初に、議事参与に関わる案件である申請番号41番、49番、73番及び74番を除く案件についてご審議いただきます。</p> <p>大東町より順次発表をお願いします。</p>
29番	大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
24番	加茂町ですが、議事参与の案件を除く全ての案件について妥当と判断しましたのでご報告いたします。
30番	木次町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。

26番	三刀屋町ですが、議事参与の案件を除く全ての案件について妥当と判断しましたのでご報告いたします。
3番	吉田町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号1番から40番、42番から48番、50番から72番、75番から83番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
22番	申請番号4番について、荒廃地がかなりの面積を占めており、新規では考えられるが再設定での利用権設定は何故か。
33番	現況は荒廃地でございますが、利用権を設定(移転)する方が一人住まいのおばあーさんであり、また山間部の場所であります。こういう中で一括利用権設定をし、全部借り受けて賃貸借をすることで進められております。
事務局	利用権申請書の中の〇〇町〇〇△△-△について、水稻と荒廃地と二つありまして若干荒れたところもありますが耕作をされるのではないかと考えております。
議長	他にありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号1番から40番、42番から48番、50番から72番、75番から83番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号1番から40番、42番から48番、50番から72番、75番から83番については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議長	次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号41番についてのみ審議いたします。 雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇番□□□□委員にはご退席願います。 (〇〇委員 退席)

議 長	<p>それでは、申請番号4 1番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表いただきます。</p>
2 4 番	<p>許可妥当と判断いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第5 8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号4 1番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第5 8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号4 1番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第5 8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号4 1番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。 〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号4 9番についてのみ審議いたします。 雲南市農業委員会会議規則第1 0条「議事参与の制限」により、〇〇番□□□委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号4 9番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表いただきます。</p>
2 4 番	<p>許可妥当と判断いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第5 8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号4 9番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第5 8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号4 9番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号49番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。〇〇委員には、着席願います。</p>
	(〇〇委員 着席)
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号73番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇番□□□□委員にはご退席願います。</p>
	(〇〇委員 退席)
議 長	<p>それでは、申請番号73番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表いただきます。</p>
17番	<p>許可妥当と判断いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号73番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号73番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。〇〇委員には、着席願います。</p>
	(〇〇委員 着席)
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号74番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇番□□□□委員にはご退席願います。</p>
	(〇〇委員 退席)
議 長	<p>それでは、申請番号74番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表いただきます。</p>
17番	<p>許可妥当と判断いたしますので、よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号74番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第58号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号74番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に移ります。「議題59号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用規程に対する意見について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局（農林振興課）から「農用地利用規程に対する意見について」説明を求めます。</p>
農林振興課	<p>農用地利用改善団体及び農用地利用改善組合は、〇〇市になる前から設立されているのが□□□（〇〇町〇〇地区）でございまして、平成24年までに農用地利用改善団体及び農用地利用改善組合は14団体設立されております。(別紙資料) 〇〇市になってから同じ組織ですが、農用地利用改善団体と言わずに農用地利用改善組合と言っております。</p> <p>今回は〇〇町の〇〇地区におきまして、「〇〇農用地利用改善組合」が設立されました。市が「認めなければいけない」ということに関し、認定にあたって農業委員会とJAの意見を聞くことになっており、今回説明させていただきます。</p> <p>「〇〇農用地利用規程」をご覧ください。この中に、〇〇地区の農地をどうしていくか、〇〇地区の今後5年間に誰がどのように農地を守っていくかが書かれてあります。「〇〇農用地利用規程」の64ページをご覧ください。第12条に〇〇地区に8.8haの農地があります。第11条にこの〇〇地区の農地を担っていただく方、今後耕作することができなくなった場合誰が農地を守っていくのかをこの利用規程で定められています。それが、農事組合法人〇〇です。(〇〇市になって最初にできた法人)「〇〇地区の担い手として位置づけます。」ということが、この利用規程に書いてあります。この利用規程に書かれました組織は、何をしなければいけないかといいますと「〇〇地区において耕作することができなくなった人が出た場合、どんな農地であってもここの法人が集落の農地を担う」という契約を結ぶこととなります。耕作地が非常に湿田でどうしても収穫高もないので「荒らす」ということがこの協定がなければできません。けど、担い手が位置づけられた場合、その担い手はどんな農地でも「耕作しなければならない」という義務が生じます。この協定に位置図けられた法人や集落営農組織は、「その集落の農地を荒らしてはだめですよ。」その代わりメリットとなる補助事業等の導入等を行うことができるようになりました。これから法人になるところに対して助成事業はございますが、既存の法人等に対し新たなハード機械を買うような補助事業は用意されておりません。法人につきましてはその代わり、特定農用地利用規定に定められた法人につきましては、国から入ってくる交付金、いわゆる戸別所得補償、転作に伴う助成金は非課税となります。一般の農家の方ですと農業雑収入になりますけど、法人の場合はその枠内で積立をすることができるようになります。ここに位置づけられた担い手さんは、農地を小作する代わりに国の方から一部税金の免除を受けることができようになっております。</p>

農用地利用改善組合の本来の意味は、集落に公社を作るようなイメージです。今までは個別に「〇〇さんをお願いしよう」という流れになっていたのが、この農用地利用規程を定めることによって、自分が耕作できなくなったときは「〇〇さんに耕作を預ける。」ということはこの規定の中に定めさせていただきました。「元気なうちは自分で耕作するけど、できなくなった時はどうすればいいのか。」という時に、これからは「〇〇さんをお願いします」ということになっております。このようなルール作りをこれまで設立されたところは先行してやっておりますが、平成24年度の新規事業から国の方から「農地・人マスタープランを各集落に定めなさい。」という話が出てきております。「その集落の中で担い手さんを位置付けて、担い手さんをどうやって育てていくかという計画を立てて行く」ということが定められております。〇〇地区におきましてはモデル的になりますが、平成24年度の事業に先行して「農用地利用改善組合」を設立して、集落の担い手さんと「集落の農地を荒廃させないためにどうしていくか。」というルールづくりを、今回この農用地利用規程で定めさせていただいております。

要点につきましては抜粋してご説明します。62ページの第2条(3)に「地域農業の担い手である特定農業法人「〇〇」に対する農用地の利用の集積及び農地の集団化を推進するとともに、地区内の農用地の小作放棄、荒らし作りの防止を推進することにより、農用地の利用関係の改善に努めるものとする。」ということが書いてあります。ここによって「農地の荒廃を防ぎ、そのために「〇〇」さんに農地を預ける。」ということが書かれております。それで「その実施区域がどこか」というと第3条に記載されています。水稻ができないとき無くなった時「どのようにしていくか」も書いてありますが、先ほど話をさせていただいた第11条、第12条は省かせていただきます。一つポイントがありまして、64ページの(用排水管理等)第13条をご覧ください。実は平成17年に大きな見直しがありました。農用地利用規程を作ったはいいけども、農地を投げ出す人が非常に多くなった。耕作する人から「水管理や草刈りもしなければならぬ。そして、地区外に点々バラバラあって水管理だけで1日が終わってしまう。」ということがあって、平成17年に第13条が追加されまして「土地の所有者は可能なことは自分で行なうということから、水管理や法面の草管理は土地の所有者が行なう。」ということが書かれております。但し、それでもできない場合については「担い手さんと協議してお願いすることも可能である。」ということが記載されております。このように農用地利用改善組合の規定においても問題になっておりますのが、投げ出しをされる方が非常に多くなってきていることです。特にこの農用地利用規定に限りませんが、個人でやっていらっしゃる担い手さんに対して地区外の方が多くお願いされております。そういう方につきましても、非常に点々バラバラの所で耕作されているということもあって、今これ以上、面積を増やしたいけれども水管理や草刈りまで全部やってくれということになってしまっていて、これ以上増やすことができないという課題も実は出てきております。この農用地利用規定というのはあくまでも自分の集落の担い手さんを育てる代わりに、「自分たちもやることはやりましょう。」ということが併せて記載してあります。これに関して〇〇市は、出てきた利用規定に対して、受付をしまして認定する。認定する場合に農業委員会の皆さんとJAにこの利用規定で〇〇がやろうとしていること(〇〇の考え方)、そして「〇〇が担う圃場」といったことに関して「意見がないかどうかを聴取する。」ということで今回この場を設けていただいております。以上で農用地利用改善団体及び農用地利用改善組合の説明を終わらせていただきます。

事務局

先ほど農林振興課より説明をいただきましたが、58ページの議題59号「農業経営基盤強化促進法にもとづく農用地利用規定に対する意見について」ということでありますが、資料N05「農用地利用規定に係る概要 農業経営基盤強化促進法」を掲げたものがございまして、資料N05「農用地利用規定に係る概要 農業経営基盤強化促進法」を掲げたものがございまして、1項、2項が先ほど農林振興課が説明申し上げたところと一致しております。これに伴います同意をする要件がありまして、第3項で「同意市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請に係る農用地利用規定が次に掲げる要件に該当するときは、同意の認定をするものとする。」ということで4つ掲げてございます。1つ目は、「農用地利用規定の内容が基本構想に適合するもの。」2つ目は、「規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。」3つ目、「2の②として役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。」今回は〇〇ということと一致しております。4つ目は、「規程が適切に定められており、かつ、申請者

	<p>が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。」です。改善事業といいますのは、農作業の効率化とか農用地の利用関係の改善、担い手への集積のことを言っております。こういうことが要件であります。さらに、第6項「同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第1項の認定の申請があった場合において、その申請に係る農用地利用規定が第3項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第1項の認定をしてはならない。この内容は先ほど農林振興課からの説明に触れておりますが、1つ目は、「実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするもの。」2つ目は、農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行ないたい旨の申出があった場合には、「特定農業法人がそれを受けなければならない」又は「農作業の委託を受けることが確実であると認められること」というところがございます。こういったことを要件として備えておりますのでご承知いただきたいと思っております。今回、内容としては要件を満たしていると判断しておりますのでご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>先ほど、事務局（お二人）から説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>
29番	<p>今まで設立された法人もかなりありますが、同じ要件（条件）で設立するということになるのですか。いきなりでは仲間も出来ないと思っておりますが。</p>
農林振興課	<p>これまで設立させていただきました農用地利用改善組合につきましては、全く同様な内容で立ち上げをさせていただいております。違うのは、「地区内に営農組合があって、その皆さんで改善組合を作ってきた。」というのが今までの流れであつた。今回、営農組合が無い地区において農用地改善組合を作った形になっておりますので、今までは「自分たちの農地を自分たちで守っていきましょう。」というのがベースでした。今回は、「担い手者が耕作できなくなった場合どうしていくか」、という課題の中で、「集落営農組織が隣接しているところへお願いしていきましょう。」ということが今回の大きな違いとなっております。今後の推進方法については、マスタープランを作成していく中で今後関係機関等と協議し考えていきます。</p>
19番	<p>〇〇が「いけない」と言った時はどうなりますか。</p>
農林振興課	<p>同意ができなかったときは申請も出来ません。ただ自分たちで法人を立ち上げることはできます。</p>
議 長	<p>他にありませんか。 （無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議題59号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用法規程に対する意見について」は、提案のとおり了承して市長に報告することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議題59号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用法規程に対する意見について」は、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第60号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題といたします。 農林振興課より説明を求めます。</p>

農林振
興課

それでは、「議第60号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を説明させていただきます。本日は、除外申請ということで28件、あと編入がございまして合計で29件ということでご説明させていただきます。

7ページからご覧ください。まず〇〇町ですけど、一つずつ説明はいたしますが面積の大きいもの或いは1種農地についてのみ詳しく説明させていただきたいと思っております。

整理番号1番、地番が〇〇△△、地目は田、面積は355㎡の内10㎡、墓地の案件でございます。2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。図面は13ページです。

次に整理番号2番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は397㎡の内10㎡、墓地の案件でございます。2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。図面は14ページです。

次に整理番号3番、15、16ページをご覧ください。地番が〇〇△△-△、地目は田、面積は119㎡の案件でございます。居宅新築・農業用倉庫と記載されておりますが、実際は耕作放棄地調査していた際に建物が建っていることが解り追認処理として申請を出していただいている案件です。2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。

次に整理番号4番、17、18ページをご覧ください。地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は380㎡の案件でございます。2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。息子さん夫婦が帰ってこられるということで、新たに駐車場及び農業用倉庫を設置したいという案件です。

次に整理番号5番、地番が〇〇△△-△となっておりますが、〇〇△△-△に訂正してください。地目は田、面積は251㎡、現在農地でなく庭として使っている状況でして、2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。こちらも耕作放棄地調査していた際に指導を受けて除外申請した案件です。

次に整理番号6番、8、21ページをご覧ください。地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は324㎡の内16.5㎡、墓地の案件でございます。2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。お墓は普通10㎡ですが隣接してもう1つ建てたいということで、20㎡ではなく16.5㎡でおさまるといことで申請をいただいております。

次に整理番号7番、地番が〇〇△△-△、地目は田、面積は237㎡、宅地の拡張および駐車場の案件でございます。2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。母屋が老朽化したいということで、23ページをご覧ください。母屋を建て替えされる際に申請しているところが一部かかるということと、庭と3台分の駐車場にしたいという案件です。

次に整理番号8番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は263㎡の内42㎡、2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。墓地及び参道の案件でございます。墓地は10㎡でおさまりますが、「参道は足場が悪いため舗装したい」ということでこちらも含めての申請です。

次に整理番号9番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は112㎡の内10㎡、墓地の案件でございます。2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。

次に整理番号10番、地番が〇〇△△-△、△△-△、地目は畑、2筆となっておりますが面積は、1筆は62㎡そのまま、もう1筆は508㎡の内140㎡になっておりまして27、28ページをご覧ください。こちらの方は大家族で車を家の周りに投げておられたが手狭になったため、新たに車を置ける駐車場(3台)を作りたいという申請です。他の所においていた農業用機械も車庫を建てるのに併せて設置したいという案件です。

次に整理番号11番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は123㎡、2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。宅地の拡張の案件でございます。現在庭になっており、こちらも耕作放棄地調査していた際に指導を受けて場外申請した案件です。

次に整理番号12番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は664㎡の内257.61㎡、1種農地で電波法に係る電気通信施設の案件で〇〇委員さんに確認をいただいております。31ページをご覧ください。結構普段よりは大きな面積を取っておりますが、図面で見ますと必要であるということですので、今回このような形で申請しております。

次に整理番号13番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は82㎡、電波法に係る電気通信施設の案件で、〇〇市独自の事業(市の政策企画部)で、市の土地を市が申請しております。2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。

〇〇町は以上13件ですが、もう1件10ページをご覧ください。編入の届出が1件ありま

して、地番が〇〇△△-△、地目は田、面積は 1,425 m²、編入の理由「農業経営の合理化を図ることが適当な土地であるため」となっています。以前「スッポンの養殖事業を経営する」ということで除外申請を出しておりましたが、予定通りに行かなくなり現在水稻を作っておられる状況です。そうした計画もなくなったので「編入ということで戻したい」と本人さんから申請を受け付けております。

それでは次に、〇〇町の農業振興地域整備計画変更についてご説明申し上げます。

4 2 ページをご覧ください。整理番号 1 番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は 275 m²の内 10 m²、墓地の案件でございます。2 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。図面につきましては 4 4 ページです。

整理番号 2 番、地番が〇〇△△-△、地目は田、面積は 1,055 m²の内 10 m²、墓地の案件でございます。2 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。図面につきましては 4 5 ページです。

それでは次に、〇〇町の農業振興地域整備計画変更についてご説明申し上げます。

5 2 ページ、5 5、5 6 ページをご覧ください。整理番号 1 番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は 242 m²の内 16 m²、1 種農地で電波法に係る電気通信施設の案件で〇〇委員さんに確認をいただいております。

整理番号 2 番、地番が〇〇△△-△、地目は田、面積は 334 m²の内 140 m²、車庫の案件でございます。現在車庫が無いということですが、「家族が増えたので自家用車 2 台分の車庫を作りたい」ということです。2 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。

整理番号 3、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は 92 m²、2 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。6 0 ページをご覧ください。神社移転の案件でございます。現在の所在地は山頂にあり、急傾斜地の長い参道が氏子の高齢化により維持管理が困難となったため、歳徳神社と秋葉神碑を下の方へ移転したいというものです。

整理番号 4 番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は 184 m²の内 10 m²、墓地の案件でございます。1 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。

整理番号 5 番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は 152 m²、2 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。現在、県道〇〇〇〇線の改良工事に伴い、今ある自治会の倉庫や公園がかかるということで、「移転をしたい」という案件でございます。

5 3 ページをご覧ください。整理番号 6 番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は 109 m²の内 64.62 m²、2 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。現在、駐車場がなく庭に自家用車を置いている状況であり、今回自宅から少し離れた所にある自分の農地を舗装し駐車場を設置する案件でございます。

整理番号 7 番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は 94 m²、宅地の拡張の案件です。2 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。実際は、耕作放棄地調査を行っていた際に庭になっていることが解り追認処理として申請を出していただいている案件です。

それでは次に、〇〇町の農業振興地域整備計画変更についてご説明申し上げます。

お断りですが 7 6、7 7 ページの図面は取下げ（平成 2 4 年 3 月 2 日）しておられますので削除してください。次に整理番号 1 番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は 804 m²の内 35 m²、2 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。電波法に係る電気通信施設の案件で、〇〇市独自の事業（市の政策企画部）で、市所有の土地を市が申請しております。

それでは次に、〇〇町の農業振興地域整備計画変更についてご説明申し上げます。

8 6 ページをご覧ください。整理番号 1 番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は 83 m²、駐車場の案件でございます。2 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。「現在、駐車場がなく家の前に車を止めている状況であり、申請地へ 2 台分の駐車場を作りたい」というものです。

次に整理番号 2 番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は 289 m²の内 16 m²（4m×4m）、電波法に係る電気通信施設の案件でございます。2 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。

それでは次に、掛合町の農業振興地域整備計画変更についてご説明申し上げます。

9 8 ページをご覧ください。整理番号 1 番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は 185 m²、居宅新築及び駐車場の案件でございます。2 種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。

	<p>す。実際は、耕作放棄地調査していた際に建物が建っていることが解り追認処理として申請を出していただいている案件です。</p> <p>整理番号2番、地番が〇〇△△-△、地目は田、面積は1,046㎡でございます。事業申請者は市で、1種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。103ページをご覧ください。現在、〇〇△△-△に〇〇交流センターが建っております。こちらを建て替えするという事で、現在、〇〇△△-△の方に立っておりまして、道路より前の方に若干駐車場がございましたが、面積的にも大きくなり真ん中の所に建つということにより、駐車場が無くなる計画を立てていらっしゃるところでございます。一番問題になりましたのが非農地ということで、ちょうど目の前の地番〇〇△△-△、地目宅地になっておりますが、こちらは旧〇〇小学校でして校舎の方も検討されましたが、現在優良企業がその校舎を使って購入したいという計画があるということで「駐車場としては使えない」という判断をしております。ですので、現在の申請地の横以外に代替える農地はないということで、たまたまそちらの横にあります〇〇△△-△ 〇〇さんの農地です。こちらの方から寄贈というお話しがあり、「車を40台止められるスペースを設けて駐車場を設置したい」という申し出が出ております。今そういった形で申請が出ておりまして、前回の地域農業対策委員会で現地を確認していただきましてお話をさせていただいたところでございます。</p> <p>整理番号3番、地番が〇〇△△-△、地目は畑、面積は59㎡の内10㎡、墓地の案件でございます。2種農地で〇〇委員さんに確認をいただいております。</p> <p>以上、ご説明させていただきましたが、先ほど1種農地で地番〇〇△△-△が全体的に大きい案件ですのでご審議をお願いいたします。</p> <p>最初に申し上げなければいけませんでしたが、99ページをご覧ください。この変更要件確認表を付けております。要件が5つありまして、①農用地以外に代替すべき土地の有無、②集団化、農作業の効率化等への影響、③地域の担い手への支障、④法第3条第3号の施設への影響、⑤土地改良事業との関係などの5つの要件が整理され、当てはまっている場合に除外申請ができるということになっています。先ほど説明しました案件につきましては、全て5つの要件を満たしているかと判断いたしまして今回出さしていただいております。</p>
議 長	<p>ただ今、農林振興課より説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更については「地域農業対策委員会」において、事前確認・現地調査等行なっております。</p>
	<p>したがいまして、地域農業対策委員会又は事務局より、会議の状況等についてご報告願います。</p>
地域農業対策委員	<p>それでは、先ほど農林振興課より説明のありました「農業振興地域の整備に関する法律に伴う農用地区域の変更」について、本年度より地域農業対策委員会で事前に申請案件を協議することとなり、先般（平成24年）3月6日に地域農業対策委員会を開催しましたので、ご報告いたします。</p>
	<p>当日は、最初に申請案件の内容について、担当課よりそれぞれの町ごとに説明をいただき、変更要件であります、「代替する土地がなく」、「農作業の効率化を損なうこともなく」、「担い手或いは施設の有する機能に支障がなく」又、「国が行う事業或いは土地改良事業などが実施されていない」などを全て満たしているのか確認し、協議を行ないました。</p>
	<p>また、面積の大きい農地、或いは1種農地の中で、特に現地確認の必要があると思われる1箇所について現地へ行き、説明を受けました。</p> <p>それぞれの委員からは活発に意見等いただき、熱心に協議をいただきました。その結果、地域農業対策委員会としては、今回申請のありました案件全てについて、特に問題は無いものと判断しましたことをご報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。ただ今説明をいただきましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>
16番	<p>76ページ、77ページの市場さんの取下げはいつですか。地元の委員として初めて聞きましたので。</p>

農林振興課	正式の取り下げられたのは（平成24年）3月2日です。所有者と相談され業者の方から取り下げられました。農業委員さんに報告しなければいけなかった案件でして、私の不手際でした。すみませんでした。
議 長	他にございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第60号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第60号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することに決定しました。
議 長	以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。 なお、4月の総会は4月24日（火）午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。 ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。 次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。
事務局	【その他事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の利用状況調査結果に基づく今後の対応について（資料No.1） ・ 平成23年度農業委員会活動の点検・評価（資料No.2）及び平成24年度活動計画について（資料No.3） ・ 平成23年度農業委員活動記録カードの提出について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____